

平成26年度 第4回文京区地域福祉推進協議会 障害者部会

日時 平成26年9月16日（火）午前10時から正午まで

場所 文京シビックセンター24階第1委員会室

<会議次第>

1 開会

2 議題

次期障害者計画の中間のまとめ（たたき台）についての検討

・次期障害者計画の構成について

【資料第1号】

・「文の京」ハートフルプラン文京区地域福祉保健計画

障害者計画（平成27年度～平成29年度）（「中間のまとめ」たたき台）

【資料第2号】

3 その他

次回日程の確認

<地域福祉推進協議会障害者部会委員（名簿順）>

出席者

高山 直樹 部会長、猿渡 達明 委員、柴崎 清恵 委員、齋田 宗一 委員、
佐藤 澄子 委員、安達 勇二 委員、佐久間 光江 委員、天野 亨 委員、
山口 恵子 委員、伊藤 明子 委員、江澤 嘉男 委員、古市 理代 委員、
秋田谷 徳子 委員、清野 亜美 委員

欠席者

安東 治家 委員、望月 和美 委員、溝畑 雄二 委員

<幹事>

出席者

須藤障害福祉課長、福澤福祉センター所長、新名保育課長、
伊津野保健衛生部参事予防対策課長事務取扱、宇民教育センター所長
前田統括指導主事（教育指導課長代理）

欠席者

北島教育指導課長

<傍聴者>

6名

障害福祉課長：皆様おはようございます。それでは、第4回障害者部会を行いたいと思います。

それでは、高山先生、よろしくお願ひいたします。

高山部会長：おはようございます。第4回の障害者部会でありますけれども、今日は、たたき台の検討ということで、特に1章、3章、4章、5章、6章を一気に今日は検討していただきたいということでもあります。時間がちょっと足りない感じもしますけれども、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、早速、次第に基づいて入っていきたいと思いますが、まず、事務局から出欠確認等の連絡事項をお願ひいたします。

障害福祉課長：本日の委員の皆様の出欠状況についてご報告します。

本日は、安東委員、望月委員、溝畑委員から欠席のご連絡をいただいております。幹事ですけれども、北島教育指導課長は欠席のため、前田統括主事が代理の出席となっております。また、福祉センターの福澤所長は、後ほど少しおくれて参加となっております。

報告は以上です。

次に、資料の確認をさせていただきます。

まず、次第が1枚。それから、資料第1号として、1枚のものですが、次期障害者計画の構成についてというものがあります。その次に、資料第2号、中間のまとめのたたき台という形で厚いものが来ております。それが事前にお送りさせていただいているものです。

また、本日、席上で配付させていただいているものが3点ございます。一つが、委員の持込資料の取扱についてというもの、席上配付資料1という形で右に書いてございます。それから2番目に、短期保護・移動支援の利用状況について、それから3番目としまして、障害福祉計画策定についての障害当事者部会の会員アンケート結果、この3点が本日の席上配付資料となっております。

説明は以上です。

高山部会長：皆様、資料、大丈夫でしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の予定について説明をお願ひいたします。

障害福祉課長：本日の予定です。次第をご覧ください。

第3回の検討部会では、柱立て等についていろいろご検討いただきました、また、主要項目の内容についてもいただきました。そういったことをまとめまして、本日の検討となりますけれども、まず、その議題に入る前に、前回の部会においてお諮りいただいた持込資料の件で、全体の地域福祉の推進協議会で今年度の扱いについてまとめましたので、ご説明申し上げます。

本日の席上配付資料の1号をご覧ください。委員の持込資料の取扱についてというものです。

文京区地域福祉推進協議会における委員が配付を希望する持込資料について、今期今後、これは7月に決まっておりますが、今年度末まで、次のとおりの取り扱いとなります。

委員持込資料の会議での配付を希望する委員は、配付を希望する会議の開催日の14日前までに当該会議の事務局に資料を提出するものとする。提出方法については、事務局と希望委員の間で協議ということになります。

また、持込資料は、A4サイズまたはA3サイズで10ページ程度を限度とする。

それから、障害者部会には障害当事者の部会員が在籍しているため、障害者部会への委員持込資料については、事務局の障害福祉課の助言のもと、希望委員が障害当事者の特性に応じた資料を作成し、上記の期限までに事務局に提出ということです。

それから、委員持込資料の会議での配付の可否については、会長、高山先生の専決といたします。

委員持込資料は、参考資料として扱い、資料には提出される委員のお名前、それから資料番号を事務局が記入いたします。

また、委員持込資料の印刷は、当該会議の事務局が行います。

委員持込資料は、当該会議の委員のほか、傍聴者の方にも配付という形にいたします。また、事務局が作成した資料と同様に区のホームページへの掲載及び行政情報センターへの配架も行う。このような扱いにさせていただきたいと思えます。

続きまして、これはご報告です。前回の第3回の委員会でご質問のあった中で、ご回答をしたいと思いますものが1点ございます。それは、席上配付資料の2に基づくものです。前回では、古市委員、そして山口委員から、短期保護そして移動支援の利用状況はどうなっているのかということのお問い合わせがございました。

席上配付資料の2をご覧ください。

まず、上にありますのは、短期保護の利用状況になります。今、拾える数というのが、まず登録されている方、年代別で拾った結果がこのような形で、全体で318名の方が登録していらっしゃいます。その中で、年齢別の割合では、かなり0歳から11歳の方、そして12歳から17歳の方が多く、29歳までがかなり中心となっている。そして、利用者ですけれども、利用者の実態としましても、29歳までの方、特に17歳までの方が多くなっているよということになります。

その次のちょっと大きな表は、これは実態調査の中の利用意向にかかわる部分を掲載しております。

次に、下の半分です。移動支援の利用状況です。こちらの支給決定のほうで書かせていただいております。全体として支給決定者は338名の方、利用者数は266名の方。この移動支援につきましても、支給決定の方は29歳以下の方が多いよということになっております。

説明は以上です。

高山部会長：ありがとうございます。

ただいまの内容につきまして、何かご質問等があればと思いますが、いかがでしょうか。

天野委員、どうぞ。

天野委員：今の席上配付資料についてお伺いしたいんですが、これは14日前までに事務局へ提出というお話でしたが、私がこの会議について、内容についての資料をいただいたのは1週間前でございますので、今回の会議で話し合われることについて把握をしないのに、この資料が必要だろうということで持ち込むのは、具体的に難しいのではないかと思います、いかがでしょうか。

障害福祉課長：確かに詳細の部分についてはそうなるかと思えます。ただ、これから残

りの会があと何回かありますけども、そこの主立った内容についてはご案内できればと思いますので、いずれこのテーマについて資料提出したいということであれば、その旨、事務局のほうにご相談いただければ、どのタイミングでおおむねそのテーマについて触れることができるかをご案内できると思います。

高山部会長：よろしいですか、今ので。

ほかにはいかがでしょう。

どうぞ、古市委員。

古市委員：連絡協議会の古市です。

お忙しい中、この短期保護の移動支援の利用状況についてまとめていただき、ありがとうございました。具体的にこういった数字を見ますと、特に短期保護なんですけれども、やはり年齢的に、今、須藤課長がおっしゃられたように、29歳以下の若い方が多いようにも見受けられますが、しかしながら、やはり40代、50代の方もいらっしゃるという現実で、その場所ですね、短期保護の場所が、今、限られたスペースの中でどのような対応をしてくださっているのか。やはり利用の方の声を聞きますと、やはり小さいお子さんといえるのはつらいといったような声も、やっぱりちらっと聞くこともありますので、そのような対策を今後考えていただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

障害福祉課長：そこについて追加ですけど、今回、短期保護については、来年度いっばいで動坂が終了となりますが、かわりに来年の4月から文京総合福祉センターで、短期入所とあわせ日中短期入所が始まります。そのあたりで、施設整備的にはそこにプラスして子どもショートが加わったりしますので、できるだけ利用者様の年齢構成の合わせた、また、そのお過ごしになるところの配慮ができるようにしたいと思っております。

高山部会長：ほかには何かございますか。よろしいですか。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

次期障害者計画の中間まとめですね、たたき台の検討についてということです。

今回の議題は、事務局が作成した、たたき台の第1回目の検討となります。

では、事務局より資料第1号、説明をお願いいたします。

障害福祉課長：それでは、資料第1号をご覧ください。次期障害者計画の構成全体の案でございます。

構成案は、1章から第7章までとなっております。次の第2号は、2章と7章を除いたものが資料第2号となっております。計画策定の考え方、これはちょっと表題のつけ方が前回と違ってありますけども、ここに目的ですとか、そういったことを記載したものが第1章。第3章については、データのなもの。手帳所持数ですとか、あと、実態調査等から把握できる、そういったものについて第3章でまとめます。第4章は、主要項目ということで、この計画全体の、その方向性を示すものということが第4章です。第5章は、それぞれ具体的な事業が並んだもので、数字を入れたものが第6章ということで計画事業を策定いたします。第7章が、今回新しく設ける予定でありますが、国のほうで成果目標を求めるものを四つ出しているもの、それから、見込み料等をきちんと出しなさい、確保するためにはどうするかを書きなさいというような形で求められておりますので、

この部分は7章でまとめて記載するというので、これについては次回お諮りをする予定であります。

構成についての説明は以上です。

高山部会長：今日は、第2章と7章を除いた形での章を検討いただくということになると思いますが、今の説明に関して、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、資料第2号の中間のまとめの検討に移りたいと思います。

今回は検討する内容が多いため、各章ごとに検討いただきたいということで、ポイントを絞って説明いただき、ご検討いただきたいと思います。

まず、資料第2号の第1章について説明をお願いいたします。

障害福祉課長：それでは、資料第2号に入らせていただきます。1ページに、第1章の計画の策定の考え方となっております。

第1節、計画の目的ですけれども、これは第1回目に、この障害福祉についてどう動いているかと背景をご説明しましたが、権利条約の締結、それに先立つ法整備等がございまして、これから施行が予定されているという、そういったものをどう具現化するかということを書いているものです。その中のキーワードとなるもの、ノーマライゼーションの理念、上から3番目の丸。それから4番目の、合理的配慮についてどういうふうに具体化していくのか。このあたりが記載した形で、これに向けて着実に対応していきますよということ1章の中で述べているということになります。

2ページは、計画の性格・位置づけ、こちらは第1回目のご説明しておりますので、特に変更なく、障害者計画として、いわゆる国が示す障害者計画と、それから障害福祉計画を一体的に策定しますということをご説明したのになります。

第1章についての説明は以上です。

高山部会長：ありがとうございます。

1章は考え方でありましてけれども、計画の目的と、その性格・位置づけということですが、計画の目的のところあたり、いかがでしょうか。

猿渡委員：すみません。第1節の一番上なんですけど、ここって虐待防止法に関して入っていないんですけど、ここって虐待防止法の絡みって入れなくていいんですか。基本法の改正と、支援法と、差別解消法と、雇用に関しては入っているんですけど、虐待防止法の成立という部分が抜けていると思うので、入れていたほうがいいのかと思います。

高山部会長：確かにそうですね。権利条約批准のためには、虐待防止法も一つの法律を成立しなきゃいけないということでしたから、それを入れたほうがいいですね。差別解消法が入っていますから。

障害福祉課長：そちらは、記載追加ということで扱わせていただきます。

高山部会長：そうですね。では、追加しましょう。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

大きな意味では、前回と違うところは、まさに権利条約というものが入ってきたということですね。これは全く違いますね。前回の計画とは違う。それを具現化していくという流れの中であって、特に、また新しいことで、合理的配慮みたいなところも入ってきているということは、前回と違いますね。ですから、幾つかの法律の新しい法律に基

づいて計画が考えられていくという、そういう目的になっているという構成ですね。

後から、これは戻ってきても構いませんので、むしろ大事なのは内容的なことですので、第1章はこのような形で、今の猿渡委員の虐待防止法のところを追加というところで進めていってよろしいでしょうか。

それでは、次の第3章に移ります。

説明をお願いいたします。

障害福祉課長：それでは、4ページ。第3章、障害者・障害児を取り巻く現状です。

第1節につきましては、これは第1回目にお示ししているデータですけれども、それを少しでも見やすくということで、少々レイアウト等を変えてございます。それが4ページ、5ページから7ページまでがその内容となっております。ですので、ここは見え方として、その配慮としてはもう少しここがということがございましたら、今日でなくても結構ですけれども、見やすさの部分でご指摘があればと思います。

8ページからですが、こちらは今回、初めてといいますか、これまでの障害者計画の中で、この部分は特に設けておりませんでした。具体的な事業者の施設名ですとか住所、それから10ページ、11ページ、一番最後に見開きのA3判のマップがございます。区内にどのような形の配置で、そういった障害者関係の事業所、施設があるかということのマップを今回、この計画の中に入れておければと思っております。それが11ページまで。

12ページからです。こちらは、少々ご意見もいただければと思いますが、まず構成ですけれども、(2)から(7)まで、ここはこれから、その柱となります主要項目に対応した形でつくってございます。その主要項目に関連するデータを複数、多ければ四、五個、少なくとも二つぐらいはということで、拾えるものを拾ってきてつくったデータになっております。

また、項目ごとに、例えば(2)で幾つかのデータが、12、13、14までございますけれども、そこの最後に囲みがございまして、黒い四角で頭出しがしてあるところ、ここに課題という形で、この項目に関してデータが読み取れるものということでまとめてございます。ですので、この課題として、十分この項目に沿って拾い上げられているかというあたりは、またご意見いただければと思っております。データとすれば、昨年度調査いたしました実態調査のほうから主にとれるもの、関係しそうなもの、それから各事業等で実績等が拾えるものを拾ってきているという形になってございます。

説明は以上です。

高山部会長：ありがとうございます。

障害者・障害児を取り巻く現状でありますので、これをわかりやすく、どう見せるかということがポイントになるころだと思いますね。グラフ化をしたり、マップ化したりしているところがありますが、それを含めて、こうしたほうがいいんじゃないかとか、この情報が足りないんじゃないかとかということがあれば、教えていただければと思います。いかがでしょうか。

天野委員、お願いします。

天野委員：相談についての課題のところなんですけれども。

高山部会長：相談についての課題ですね。

天野委員：はい。

高山部会長：何ページのところになりますかね。

障害福祉課長：16ページかと思います。

高山部会長：16ページですね。16ページの下ですね。

どうぞ、お願いします。

天野委員：家族や友人などの身近な人物が相談相手として多く挙がっていることから、公の相談施設の中にも身近なわかりやすい、利用しやすい相談窓口があることというふうに書かれておりますが、これを読んでおきますと、何か家族や友人たちと対立しているような気がするの私だけでしょうか。もっと、その家族や友人たちも含めた形で相談の業務をされるというような視点があってもいいのかなというふうに私は思いました。

以上です。

高山部会長：今の天野委員のご提言、どうですか。

障害福祉課長：確かに、事務局のほうでもこれを読んでいて、この前置きとして、これにつながるのかなという話をちょっとしておきまして、確かにご指摘のような感じも受けるところがございますので、このご家族、友人、身近な方が相談相手になっていることと、その次のところは、ちょっと相関関係が余りないようなところもありますし、また、つけるならば、このような書き方じゃない形で整理したほうがというのは、確かにご指摘のとおりかと思います。少し整理させていただければと思います。

高山部会長：ありがとうございます。対立していないということですね。

どうぞ。

天野委員：就労の課題についてなんですが、例えば、就労したらそのままというような感じが私はするんですが、習得したその労働の技術などをさらに習熟させていくというようなことや、あるいは、新しいノウハウやビジネススキルということを取得するための支援が必要なのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

障害福祉課長：就労後のことですね。そこのあたりが、確かに実際として、今は就労定着という形で、今は就労支援センターが平成19年から始まり、まずは雇用の機会の拡大、就労の継続ということを中心にやってまいりましたが、今、確かに、天野委員がおっしゃるように、いかに定着しているか、いかにスキルアップしていくか、次のステージに入り始めているのかなというところがございます。

今回、言葉で言えば、定着という形で表現している部分に入りますけれども、そういった部分もこれからの課題のように思います。そこの記載の部分が、もう少し工夫が可能かどうかは検討させていただければと思います。

高山部会長：以前から、天野委員はそのことをおっしゃっていて、いわゆる技術的なスキルですよね、そこのところと、あと、マナー的のところも言っていましたよね。こういうところに関して、どういうふうにその支援というか、していくかということはおっしゃっていたと思いますが、これがいわゆる文京区としての行政の中での計画なのか、それともそれぞれの企業だとか、それぞれの職能団体がそういうことをやっていくのかという、そういうところがありますので、そのすみ分けの中で、この計画にどう落とし込むかということは、ちょっと議論が必要かもしれないですね。

その辺、いかがですかね。就労支援系の方々、どうですかね。

清野委員、いかがですかね。

清野委員：就職後のという。そうですね、うちも定着支援で、半年間は就職してからやるんですけど、やっぱりこう、何だろな、そうですね——就職後も、OG・OBとして来てもらって相談に乗ったりとか、あとは、時間が合えば、うちでやっているビジネスマナーの時間とかにも参加してもらったりはするんですけど、やっぱりどうしても働き始めると、休みの日が土日とか祝日になってしまうので、そこで、うちも土曜日と祝日はあいているので、そこで何かフォローができればとは考えているんですけど、そうですね——ちよっとうまくまとまらなくてすみません。

高山部会長：どうですか。

山口委員：明日を創る会の山口です。

私は、東京ジョブコーチをしております、本当にまさに現場に入っている者なのですが、知的障害者の方は、特に就職してしまうと、最初のまんまの状態ですとずっといけるものだと思ってしまわれる方が多くて、企業様のほうは、やっぱり新入社員のとき、1年生、2年生とだんだんスキルアップを求められるわけなんですけど、そのところが理解ができなくて戸惑う方という方がいらっしゃいます。

私たちは、困ったときに現場に集中的に入るといふ姿勢で、経過観察の部分は個々の就労支援センターの方にお任せするという形で、連携して支援をするというのが基本の形になっております。やはり抱えている人数がすごく多くて、実際的にはそういう形が一番理想的だと思っています。ただ、継続的に見ていくシステムをちゃんとつくりたいと、役所の方というのは——役所がやっているような場合は、担当者が何年かごとに、ほかの機関でもそうなんですけど、かわってしまうということがあって、やっぱりシステムとしてちゃんと継続的に支援が、定期的に訪問するとか、観察を続けるとかというシステムがないと、なかなか定着というのは難しいのかなと思います。

企業様のほうでも、経営状態が変わってしまったりとか、部署替えがあって、求められるスキルが変わってしまうとかいう場合がありますし、企業による求められる程度というのかなり違うので、一概に、一律にセンターがやるというよりは、本当に求められるレベルというのを整理していくということが必要だと思います。

高山部会長：山口委員、清野委員、今、天野委員から出た課題に関しては、これで含まれると考えてよろしいですか。要するに、就労のために必要な情報提供や相談支援が充実すること。ざっくりですけども、その中に含まれていくような形で、これに何かつけ加えることがあればと思いますが、今のことでよろしいですか。

やっぱり、前も少し発言しましたが、障害のある方の就労というのは、就労に特化して、あるいは継続していくところ、定着ですね、というところに特化するんじゃなくて、生活全体の中の就労というふうに見ていくような相談体制をつくっていく必要があると思います。加齢のこともありますし、健康のこともありますし、また、就労していくことよっての自立の中で、新しいまたその住居だとか、家族だとか、いろんなことがありますので、そういう意味では、相談の中、体制の中にきちんと就労ということの位置も受けとめていくような、相談とこの就労支援の連携みたいなものがやっぱり問われてくると思うんですよね。これが縦割りになっちゃうと、結局、職場定着みたいなと

ころだったとか、技術がどうこうとなりますけれども、より、そういう意味では、相談のところに位置づけられていくような形みたいなものが少し見えてくるといいかなと思っていましたけれども。その中に、一人一人のそのニーズがあるわけで、それにどう合わせていくかということになるろうかと思いますが、いかがでしょうかね、ほかの方。

どうぞ。

猿渡委員：すみません、猿渡です。

ちょっと、ずっと気になっているんですけど……

高山部会長：今のところはいい。今のところで。

猿渡委員：今のところは大丈夫です。

高山部会長：今のところはいいですか。では、ちょっと待ってください。

今のところでちょっと、まずこの三つですか、この課題で、含まれるというふうに考えてよろしいですかね。いいですか。よろしいですか。

では、猿渡委員、どうぞ。

猿渡委員：すみません、結構、今回すごく細かく障害の人数とか、いろいろ出ているんですけど、いわば身体の4ページのところ、それぞれの障害という部分では出ているんですけども、手帳1級から7級までと、現存、大体6級までの中で、それぞれの障害等級の方がどれぐらいいるのかという状況と、今、やっぱり、例えば幼児だったら、ひまわり園に通っているとか、北療の通園に通っているとか、療護園とか、いろいろあると思うんですけど、まずそういう児童とか、成人の方たちを含めて、それぞれの等級の方がどれぐらい、やっぱり、これだったら、肢体不自由だったら肢体不自由で、重複の方とかもいるんで、多分出しにくいところもあると思うんですけど、どれぐらいの障害等級の方が、どれぐらいいるのかという中をもう少し書いてくれるとありがたいのかなというのと、あと、精神の部分とかだと、ここは手帳の所持者とかを書いてあるんですけども、実際、旧精神通院公費で、今、自立支援医療を受けている方がどれぐらいいるのかというのを、もし書けるのであれば、何か。

私たちも、その精神の仲間とかもいるんですけども、なかなかやっぱり、自立支援医療を使っている人たちと手帳の所持者って、多分完全に一致するとは限らないので、そういう部分であったほうがいいのかというのと、あと、すみません、統計として全部の、8ページに出ている、今回その施設とかが全部ついたのは、すごく、私たちにとってもありがたいのかなと思うんですけども、例えばこれの簡単な、後ろのほうに計画のところ、それぞれの計画については出ているんですけども、若干その制度も変わった部分で、それぞれの事業というのがどういうふうなことをやっているのかというのを、軽く下のほうにつけていただくと、多分初めて見た方なんかも、あ、こういうふうな形で、こういうふうな施設とか相談支援事業があるんだということがわかるかなと思いますので、できれば、よりわかりやすくしていただくとありがたいです。

高山部会長：まず、等級の件ですよね。愛の手帳と精神障害者保健福祉手帳に関しては等級のところがありますが、身体のところはないということですね。

何かありますか。

障害福祉課長：そうですね、知りたくなると、どんどん知りたくなる部分が確かにあって、これ、一つになりますと、本当に1ページ細かい表が出てくるような感じになります

すので、そこが、よりわかりやすいのか、ここでどの程度のことを把握して、大きな流れに入っていくかというところですが、そこは検討させていただければと思います。

また、お子様の障害、児童の中で手帳を持っているかどうかは、7ページのところで手帳の所持に関しては書いてあるという形になります。

知的・身体については以上です。

高山部会長：いかがですか。

確かに身体障害者の方の等級のところというのは、もしかすると必要なのかなと、私が今ちょっと思ったのは、やっぱりどれだけ重度の方が多いのかということ把握するというのはあるかもしれないなど、そういう意味ですよ。

猿渡委員：そうですね。

高山部会長：それから、ある意味でそのことと、それからそれが、例えば5年後には年齢構成もありますから、そういう相関関係が見えるかもしれないということですね。

では、ちょっと検討させてください。

ほかにはいかがでしょうか。

では、どうぞ。

秋田谷委員：文京福祉センター幼児部父母会の秋田谷です。

22ページの子どもの育ち及び家庭への支援における課題の4項目めが、放課後等居場所対策の充実が図られることとあるんですけども、この前のページの右側の21ページの表を見ると、子育てにおける悩みや不安が表になっているんですが、1番と2番のパーセンテージが多いのが、子どもの成長や発達と、あと、就学や進路についてで、こちらの22ページの項目の1、2、3番目等に該当すると思うんですが、次にパーセンテージが多い、自分の時間が取れず、自由がないことと、子育てと仕事・キャリアの両立が難しいというところが、2番目の課題として上がってくると思うんですが、それに対して、この課題の4番目の放課後等居場所対策の充実が図られることという短い一言でまとめられているので、もう少し具体的な文章であったり、放課後だけじゃなく、幼児等の居場所ですとか、そういったこともつけ加えていただけると、2番目に大事な項目がもう少し表面に出てきやすいと思うんですが、いかがでしょうか。

高山部会長：いかがでしょうか。

障害福祉課長：自分の時間が取れず、自由がないこと、例えば就学前であれば、幼稚園の方は、たしか放課後というか、幼稚園の時間外ということがどうなるかということ、保育園のほうは、ある意味じゃ、そこはかなりカバーできるのかなというところがありますので、就学、学齢期を中心に考えれば放課後なのかなと。

具体的というのは、例えば、今後でありますと、放課後等デイ、あるいは短期保護、そういったあたりが中心に対応することになりますが、その具体的な名前をということのイメージでしょうか。それとも、どんなようなイメージでしょうか。

秋田谷委員：具体的な場所ということではなくて、放課後等居場所対策というところ、項目そのままの名前が、文章がそのまま出てきていて、少しわかりづらい点ですとか、あと、就労についての文言が特に記載されていないので、そちらのほうも入れていただければというふうに思うんですが。保護者の就労の支援についてなんですけれども。

障害福祉課長：そうですね、就労については、いわゆる保育園、それから育成室のほう

で受け入れといいますか、障害児保育をやっていきますよというところが一つ大きい。多分おっしゃっているのは、そこがなるべくきちんと要望に応えられること、そして、その後のことも含めてということなのかなと思います。

特に、時々この会の中でも、放課後等デイサービスの特に中高生のところとかが、今までお子様の居場所であったりとか生活の充実、社会参加の場というような位置づけだったのが、お母様の、親御さんのほうからすると、就労支援のためにどう位置づけてくれるのかというような要望をいただいているというふうに思います。そのところは、確かに今の文京区の中で、一つの大きなニーズになってきているのかなというふうに感じている部分と、あと、国の事業のつくりの部分との整合性の部分ですね。親御さんの就労状況も勘案しなさいみたいな形で書いてあるものの、就労支援という言葉が今はまだはっきり出てこないところで、どちらかというところ、療育の部分であったり、社会参加に位置づけられてきている。これは、今後、実際のニーズに合わせて動いていかなきゃいけない部分というふうには思っているものの、今回のところで、国を越えてどうしていいかということと、そういうふうに位置づけていいのかは、ちょっと研究課題だなと思っているところがあるんですが、ほかの区の状況ですとか実際のニーズの部分を含めながら、ちょっと考えていくべきであろうということで、明らかに就労支援のためにというのは、ちょっと書きにくいところがありますものの、ただ、その前向きな姿勢をどこかで出すことができないかどうかは、検討したいと思います。

高山部会長：そうですね、どうしても療育相談みたいな形になると限定されちゃいますよね。多分言われていることは、もっと総合相談的なところですよ、家族支援も含めて。そういうところがやっぱり課題だということなんだと思うんですよ。

それから、この相談支援体制が一番充実していくことというところに含まれる可能性があるかなと思いますが、もう少し——どうぞ、古市委員。何か関連があれば、お願いします。

古市委員：すみません、連絡協議会の古市です。

今の秋田谷さんの発言を受けて、私も同じことを質問しようと思っておりました。というのは、今、須藤課長のほうから、就労支援、中高生の特に親御さんの就労支援の課題が、ニーズが高いんじゃないかというところで上がってきているという、何となくふんわりと感覚的なところでおっしゃったんですけれども、これ、緊急の課題だと私は認識しております。

というのも、この実態調査ですね、していただいて、かなり詳細をデータとしてまとめていただいているんですけれども、今日、今回の資料のたたき台の中には盛り込まれていないんですけれども、子育てにおける悩みや不安の項目の第1番に、子育ての感じ方という項目があるんですね。その中で、つらいと感じることが多いというのが、もうこれ既にデータとして上がっているんですけれども、小学校で、就学前で21.1%の方がつらいと感じる。小学校で23.6%、これが中学校になりますと33.3%、高校生になりますと44.4%という、非常に高い値の親御さんがつらいと感じていらっしゃる。

というのは、恐らく家庭支援が不足しているのではないかと私は思っております。一般のといいますか、通常の子育てにおきましては、中学校に上がると親もほっとして、就労しようかななんて考える時期なんですけれども、それでもなお、やはり子供さんの

学校送迎に時間がとられたり、習い事、療育等々、あるいは放課後、家にいるときに、やはり1人ではいさせられないから、自分もというところで、やっぱり親が、中学校、高校になるにつれ、自分の時間を持ってないことのつらさというのは、非常に鬱積してくるというか、そういう状態があると思うのに、実際問題、小学校までは育成がありますけれども、中学校以降はデイサービスという形に切りかわってしまう。デイサービスは、あくまでも障害を持つ方の、その方のための支援であって就労支援ではない。

じゃあ、中高生の学童保育という項目をぜひ入れていただきたいんですね。何のためにこの調査をされて、課題を浮き彫りにされてきたのかというところをちょっと、わかっていながらも書き込まれていないというのは、何かちょっと、もちろん大変なことではあるんですけども、そこをぜひやっていただかないと、今の小学校の低学年のお子さんって、ほぼ共働きの方が多いです。育成室にも本当に通っていらっしゃる方多いです。その方が中学校になって、特に母親が仕事、自分のキャリアを継続できないという直面を想像していただければと思いますので、そのあたりをぜひこの表ですね、グラフに、子育ての感じ方、もっと言えば、子育て支援に関するニーズ調査というのを子育て支援課がやっております。通常の家庭の調査、全く同じ項目でやっている唯一のことなんですけれども、これだともう、つらいと感じる方というのは、平均して就学前から中学校まで3.3%ぐらいなんです。その方々、3%ぐらいの方がつらいと感じる、何らかの理由で。ただ、障害を持つご家庭は、本当に数値が10倍以上になっているという、そこを、じゃあ、5年後、10年後にその数値を何%減らせるかというような数値目標を挙げてまで、ぜひここは取り組んでいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

障害福祉課長：就労支援のほうで考えますと、一つは、育成室では、高学年、各学年平均10名弱というご利用の実態ですので、一般的につらいということが就労イコールなのかどうかということと、今回、国が出しています今後のあり方、検討会の報告でも、ご家族への支援というのは、必ずしも就労支援という意味ではなく、もっと気持ちの部分であったりとか、気持ちのケアの部分だったり、そういったところを中心に書かれていて、ちょっとそこは研究が要るなというところなんです。

確かに、就労支援のニーズがあるということ、でも、障害児をお持ちのご家族への支援というのが就労支援だけなのかどうかということですし、どこにポイントを置くべきなのかというのは、もう少し確かに考えなきゃいけないところなのかなと。ただ、いづれにしても、実際、今おっしゃったような中高生ならば、いよいよさらにつらくなるというところが一体どこに起因するのかは、もう少しきちんと把握して対策を練らなければいけない分野だというふうに感じております。

古市委員：必ずしも就労だけではなく、やはり親のレスパイト、就労していない親御さんでも自分の時間を持ちたいというところはあると思いますので、居場所対策というところはやっていただきたいですし、国の検討、障害児支援の在り方に関する検討会においても、はっきりと子供に障害があるからといって、就労が制限されるようなことがあってはならないという考え方が共有されたというところで、国としては、その方向でいっているはずだと思うんですけども、私の認識では。なので、やはり保護者の就労のための支援というのは、一つ、この項目ですね、課題のところ、ぜひ盛り込んでいただきたいなと思っております。

高山部会長：いかがでしょうか。

基本的には、この2項目のところに入ってくるというふうに私は考えているんですね。ただ、今のことをちょっと踏まえると、少し加えたほうがいいかなと思うのが、子どもの成長や発達、進路に関する相談窓口と子どもの成長段階に応じた相談体制の充実というのが絶対必要で、そこにはいろんなものが入ってきますよね。就労も入ってくるかもしれません。

それから、専門訓練が充実することということ。だから、相談支援というのをきちんと位置づけて、そこから就労なのか、家族支援なのか、いろいろあると思うんですが、そこをちょっと意識して入れていく必要があるかなと。

それから、居場所の問題ですよね。放課後等居場所という限定されたものじゃなくて、居場所ということを入れていくということは、ここは割と具体的というよりも、その中に含まれる大きな課題ですので、そういう形だと、この中のところで加えることによって網羅できるかなというふうに、ちょっと考えていたんですけれどもね。

文言をもう一回検討させてください。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

第3章は、現状と課題のところをちょっと大きい文にしているということですが、第4章のところから本格的に今の議論みたいなことも入ってくると思いますので、また戻ってきてもいいと思いますが、とりあえず第3章、この形で、今、幾つか検討事項が出ましたので、それを後ほど整理するというところで、第4章に移らせていただいてよろしいでしょうか。

では、お願いいたします。

障害福祉課長：それでは、次に29ページの第4章に入ります。これまでのそういった課題を踏まえて、どういう方向性を持つのかということになります。第4章については、その後の主要項目、柱立てに沿った形で6本になっております。

前段ですけれども、地域の現状や障害者（児）実態・意向調査の結果から浮き彫りになった課題に対し、区が今後3年間で推進していく主要項目を以下の6つに分類しました。各項目について方向性や目標を掲げ、その達成に向けた取り組みを進めていきますということになります。

まず、（1）自立に向けた地域生活支援の充実。こちらでは、その定着支援、かなり大きな方向としては、これまでを踏まえておりますけれども、新しい要素としてつけ加わったとすれば、3段落目の地域移行、地域定着の部分が要素として加わっている。そして、4段落目の2行目に、相談支援体制や地域のネットワーク作り、緊急時の受入などに対応する地域生活支援拠点を、平成29年度末までということ、この検討になります。これは新しく国が出している概念となります。そういったものを取り組んでいくということが1番目。

そして、2番目です。相談支援の充実と権利擁護の推進。この部分については、今もいろいろご議論もありましたので、そういったこともきちんと踏まえた形にできればと思いますが、一つは、2段落目の基幹相談支援センターのことが入っております。この機能をどのようにきちんと説明していくかということ。それから、3段落目、「また」以降ですが、障害を理由とした不当な差別等を受けることなくということ、このとこ

るも差別解消法等を踏まえてという形で取り組みが必要だということになります。

3段落目、4段落目の部分がそれを中心に書かれております。ただ、ここの今までの議論の中で少し物足りないところがあれば、書き加えることも必要なのかというふうに思います。

それから、(3)、次の30ページになります。(3)は、先ほどからも幾らかご意見もいただいております就労支援の部分です。障害者が当たり前で働ける就労支援ということで、こちらのところも、大きくは方向は同じなんですけれども、2段落目のところで、そのため、就労関係機関の中心となる障害者就労支援センターの専門性を高めるとともに、作業訓練室の設置等、機能の充実を図り、よりきめ細やかな支援を行っていきます。加えて、増加している就労障害者が長く働き続けられるよう、職場定着支援についても取組みを推進していきます。この定着支援という言葉で、少し大ざっぱに感じるのかもという、先ほどの議論を聞きながら思っておりますけれども、こういったことが今回新たに付け加わっております。

4番目が、子どもの育ちと家庭の安心への支援。ここの部分についても、2段落目に、27年度にはということで、新たに児童発達支援センター、その機能を始めるということですので、そういったところの書き方、そして、その機能についてもきちんと書き込まれることが必要なのかなというふうに思います。

31ページです。5番目の柱が、ひとにやさしいまちづくりの推進。こちらでは三つのバリアフリーという形で、バリアフリーを今回整理しております。一つが「まちのバリアフリー」、二つ目が「情報のバリアフリー」、そして「心のバリアフリー」ということで、このような形で書いておりますが、ここの部分に沿って中身がどうかのご意見をいただければと思います。

柱としまして、もう一つは、6番目の災害対策と緊急事態に対する支援。こちらは災害対策基本法の改正等がございますので、2行目に避難行動要支援者名簿の作成等が、国の大きな流れとして課題になってきているということになります。

また、一番最後の段落ですけれども、情報の入手、これは障害によってかなりいろいろ、特性によっての違いがございました。障害特性に応じた災害時の情報の入手や、障害者自身が困っていることを周囲に知らせるための意思疎通への支援などを細やかにやっていくということを強調して書いているものでございます。

説明は以上です。

高山部会長：今ご説明いただきましたが、いかがでしょうか。

どうぞ、天野委員。

天野委員：ひとにやさしいまちづくりの推進のところなんですけれども、「まちのバリアフリー」について書かれているところで、施設や道、公園の段差等の解消などというふうに書かれておりますが、私たち視覚障害者は、例えば横断歩道のところなどで段差がなくなってしまうと、とても困ってしまうんですね。

どのように困ってしまうかとお話ししますと、実は視覚障害者の白いつえを持って歩いておられますと、いろいろな情報源を、いろんな情報を得て歩いているんですね。顔に触れる空気の流れとか、あるいは足の下に感じるアスファルトの感覚とか、音声はもちろんですが、そういうものを総合的に取り入れながら歩いておられます。革靴のようなも

ので歩いてもアスファルトの状況というのは感じるもので、ですから、道路工事などがあって、ちょっとしたでこぼこの感覚が違うだけで、あら、違うなと思うぐらいなんです。

最近、私の部屋の近辺も工事がありまして、この段差が全くなくなってしまうんですね。全くなくなってしまうと、どこまでが歩道で、どこからが車道なのかわからなくなってしまうんです。ですから、その辺がわからなくて車道のほうに出ていってしまうというようなことが、まず一つ大きな問題があります。

それから二つ目に、この段差があることによって、道路に対して垂直に立つということを感じてやるんです、私たちは。つまり、例えば信号を渡るときに、音声信号で赤だよ、青だよという音声は鳴りますが、どちらへ向いて歩けということについての指示が全くないんです。

白山通りのようなあの広い道路であっても、あっちだろうと思いながら真っすぐひたすら歩いていくということをしなければいけないんです。これはとても怖いことなんです。皆さん、ちょっと想像していただきたいんですが、30メートルもある道路を、目をつぶって向こうまで歩けというのは、すごく怖いんですよ。そのために、もちろん最近では、エスコートゾーンと言いまして、車道に横断歩道に沿って点字ブロックのようなものが埋め込まれております。

ぜひ、これについても、もちろん設備していただきたいということで、第6章のときに申し上げようと思っておりますが、少なくとも、いろんなヒントが私たちにとっては欲しいので、それにつままして書かれた道路の移動円滑化整備ガイドラインというのが、これは国土交通省のほうでまとめられた、そういうものがありまして、その中において規定されている内容の中に、車道と歩道の境界の段差について2センチの段差を設けるというような、段差は標準2センチとするという規定がありますので、ぜひ、これについては遵守していただきたいんです。これがないと、今お話ししたようなことで困ってしまうのと、それから、盲導犬についても、盲導犬は、横断歩道についてその前と渡り終わった後でとまるように訓練されておりますが、これは何を見てとまっているかといいますと、この2センチの段差を見てとまっているんです。ですから、もしも全く段差がないと、とまらなくなってしまう可能性があります。

そういう意味で、非常にどうってことないように思われるかもしれませんが、視覚障害者にとっては非常に重要なことなので、これについては、そのような形で遵守していただければありがたいと思います。

視覚障害者誘導用ブロックや縁石形状、突起等で、視覚障害者の識別性を確保すること等の条件が満たされれば、2センチ未満の段差を整備することも可能とするとは書いてあります。でも、可能です。ですから、ぜひ、原則としては2センチというのを遵守していただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

高山部会長：いかがですか。これ、割と、この文言のところからすると、視覚障害の方からすると、これが逆にバリアになると。

どうですか。猿渡さんからすると、それがバリアじゃなくなるということに関して、これはどういう。何を言いたいかということ、どういう文言をしていったらいいのかということをお聞きしたいんですよ。

猿渡委員：僕なんかも、結構、視覚障害の方とかと一緒に歩いたりすることも多くて、ほかのやっぱり身体の方とかも、車椅子を使っている方だと、段差がないほうが良いと言うんですけども、やっぱり僕らは視覚障害の方とも一緒に動いていたりするときに、せいぜい車椅子でも越えられる段差であれば、若干やっぱりないと、僕らも、バリアフリーという点では、ないほうが良いのかもしれないんですけど、そうすると、やっぱり、例えば今、道路で歩道と歩道の上に黄色の点字ブロックの細いようなものがついたりとかするんですけど、例えばそういうものがないと視覚障害の方は、白杖をついて歩くというときに、やっぱり境界線がわからないとかいうのは、すごくいつも感じていることも多いので、そういうところからすると、やっぱり僕らも、全部なければ動くのには楽かもしれないんですけど、そうしないと、ほかの障害を持っている方と一緒に僕らが動くとなると、やっぱり相互理解はすごく必要だなと思うんですね。

そういう点では、やっぱり最低限、どの障害を持っている方でも越えられる段差というのは、やっぱり区別とかいうところでは絶対必要なもので、そういう点では、限りなくなくすとかいう形にすると、やっぱりそれはそれでまた差別とかにかかわってくるので、もう少しお互いに使いやすい段差という部分で、もうちょっとわかりやすくしていただけるといいのかなと思うんですけど、段差があってもなくてもという点では、やっぱり僕らも、お互いに一緒に歩くということを考えると、段差がないとか、あと、自転車のこととか、いろいろ視覚障害の人とかもわかりやすいような表記の仕方とか、すごくそういう部分もいつもかかわってくるのかなというのは、自転車の問題にしろ何にしろ、そうだと思うんですけど、そういう部分では、何か車椅子使用者の方に特化しちゃおうと、そういうバリアフリーという点で、僕らは段差がないほうが良いとなるんですけど、そうすると、視覚障害の方も困ってしまうので、バスなんかもそうだと思うんですけど、アナウンスがあるのが良いとか、そういうところも含めて、もう少し一緒に考えていけたらなと思います。

高山部会長：私がお尋ねしたいのは、この文言でいいですか。

猿渡委員：文言。

高山部会長：そういうことですよ。そこなんですね。

実は、今のところをあえて言うと、86ページ、後でまたやりますが、86ページの5-1-2は、道のバリアフリーの推進というところが具体的に打ち出されているんですね。ここに関しても、段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置とかということを書いていきます。要するに、3,969か所という具体的な数字も出ているんですね。こういうふうに出ていますけれども、大事なことは、障害によっては単なるバリアフリーという、その画一的なものではなくて、もう少し踏み込んで書いたほうが良いということなんだと思うんですね、天野委員のところに関しては。

だから、この文言でいいのかどうかということをやっと。この4章のところですね。皆さん、いかがでしょうか。

どうぞ。

柴崎委員：今のところの文言ですが、道、公園では必要最低限の段差とし、というふうに入れてみたらいかがでしょうかと思いました。

高山部会長：必要最低限の段差。

柴崎委員：必要最低限の段差。

高山部会長：いかがですか、天野委員。

天野委員：出典が私、はっきりしないんですが、多分、国土交通省の道路の移動円滑化整備ガイドラインというものがあるようなので、これに準拠していただければいいのではないかなというふうに思います。

ですから、あるいは、車歩道の境界の段差については、2センチを目安とするというような文言でもよろしいかなというふうに思います。

高山部会長：いかがですかね。

障害福祉課長：確かに、こういったお話は、伺ってなるほどというところですよ。例えば、文京区役所の近くですと、段差は残しつつ、車椅子の部分だけ切ってスロープにするような形がありますが、少なくとも、国土交通省で出ているそういったものがあると、道路の移動円滑化ガイドラインでしょうか、そういったものを踏まえてとか、道路課等も確認しますけれども、具体的な根拠があるのであれば、そういった形で具体的に書ければと。

ということで、今の両方がきちんと成り立つような、要するに、せっかくやった段差解消が視覚障害の方にとってはバリアになってしまうようなことでは、何のためのというのがありますので、皆さんにとってということですよ。そういったところが問題なく伝わる形で、そこは調整したいと思います。

ちなみに、今年度からバリアフリー基本構想の検討になりますけれども、来年度以降については、当事者の方もというふうにございます。確かに、当事者の方のご意見をきちんと踏まえて、その中身を決めていくことが必要なのかなというふうに、今、伺って思いました。

高山部会長：29ページの注がありますよね、下に。国の基本指針みたいなのがありますよね。こういう形で、もしかしたら、この注にして、国交省のガイドラインであるとか、こういうのを入れておくと、こういうことを踏まえているんだということが伝わるような形になるかなと思いますので、その辺は調べていただいて、また、文京区の中では何課に、道路課とかなんですか。

障害福祉課長：今は管理課とか道路課のほう、あるいは全体であれば、都市計画課等で。

高山部会長：そうですね。その辺との関係性も含めていただいて。

障害福祉課長：考えてまいります。

高山部会長：また、柴崎委員の提案も少し考えていただきながら。中をいじるのか、それとも、この中は、段差を解消するのは絶対ですから、基本的には。ただ、その段差の具体的な数字ですよとか、そういうことですから、それに関しては、下の注か何かで、こういうガイドラインがあるということで押さえられるんじゃないかなと、そんな感じはしていますけどね。

どうぞ。

江澤副部会長：槐の会の江澤です。

念のためということなんですが、今、車椅子と視覚障害の方たちの議論なんですが、知的の場合も当然、まちのバリアフリーは重要な問題で、例えば歩道のない道路であれ

ば、歩く場所を色塗りして区分けするとか、公園の利用とかという公共の場では、シンボリックな、シンボルマークの共通化みたいなところでは重要な課題かなというふうに思っていますので、その辺も念頭に置いていただければというふうに思います。

高山部会長：そうですね。当事者の方々、1回こういうのを発信していただきたいなと思いますね。こういう違いみたいなことが、私たち、わからない部分があるので、ぜひ発信していただくような企画だとか、シンポジウムをつくっていただくみたいなことをやっていただくといいかなと、ちょっと思いました。けど、重要な視点ですね、バリアフリーのところに関しては。ありがとうございます。

どうぞ。

佐藤委員：佐藤です。

30ページの(3)の障害者が当たり前に働ける就労支援の中で、後ろから3行目で、就労を継続している人の数を、毎年10人ずつ増加させていくことを目標としますが、この10人というのは、どういう根拠で10人と決めたのか。この数を明記しなきゃいけないのか、よりたくさんの人を就労させる、10人以上の人を就労させるというふうな方向性にはならないのかどうかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

障害福祉課長：そのところは、事務局のほうでも、一つは、できるだけこういったところにも数値目標が入ったほうがいいんじゃないかみたいなのが、全体の流れとしてはちょっとあったんですが、確かに、ここは迷っているところでして、10人でいいのかという話もあるし、少し唐突感があるかもしれないけど、その根拠もわかりやすくなれば、もっと理解しやすいんでしょうが、読まれて違和感があるということですよ。なぜ10人なのかということに、すっと理解がいかないということですよ。

ここの根拠のところは、これまでの経過も含め、プラスアルファで少しでも多くと、そういうような数で出しているというふうに聞いておりますが、今、少しすっと入らないということのご感想だと思います。検討させてください。

佐藤委員：よろしくをお願いします。

高山部会長：唐突感が確かにありますね。根拠ですね。根拠がしっかりしていればいいということですよ。ありがとうございます。

ほかには。

どうぞ。

古市委員：すみません、連絡協議会の古市です。

文言の部分での提案ということであれば、4番の子どもの育ちと家庭の安心への支援の一番最後の段落なんですけれども、その「また」というところの2行目、障害児と健常児が自然に交流できるような環境を整えるとともにという一文があるんですが、ちょっと当事者の親からすれば、自然に交流という、その「交流」という文言は、ちょっとやっぱり違和感がありまして、もし変えていただければ、ともに育ち合う環境を整えるとともにというような表現で変えていただければ、より自然かなという気がしました。いかがでしょうか。

障害福祉課長：確かに、その「交流」と今まで言われた中でも、わざと感と言うんですけど、わざわざ交流しなきゃというんでなくて、もともと普通にということが基本でしょうということかと思います。そちらは、ともに育ち合うということで特に問題な

いと思いますので、そこは入れかえればと思います。

高山部会長：そこは入れかえましょう。ありがとうございます。

ほかには。

どうぞ。

佐久間委員：公募委員の佐久間です。

31ページの(5)の、やはり先ほどのバリアフリーの点なんですが、情報のバリアフリーで、障害を持っていらっしゃる当事者の方に対する方向性の情報提供のことは書かれているんですが、今、話が出たように、当事者の方たちの情報というのが、非当事者は本当に知らなくて、今、聞いていただけてもかなり、あ、そうかというような情報がありますので、そういう当事者の方から非当事者への方向性の情報というのを文言で入れて——恐らく心のバリアフリーのほうに入るのかとは思いますが、一応明文化していただければなというふうに思います。

障害福祉課長：確かに、ここのバリアフリーの文章のその先に、障害についての発信を強めるみたいな形をちょっと書かせていただければと思います。

高山部会長：ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

猿渡委員：この自立に向けたというところで、今、本郷とか千石あたりでまた差別問題が起こってみたいな話を聞いたんですけど……

高山部会長：29ページのところですか。

猿渡委員：そうですね。そういうグループホームとか施設経営も、やっぱりすごく大事——大事というか、本人がその自立をするというところで、今回の施設入所支援も、自立に向けてやっていくという点では大事なかと僕も思うんですけど、施設が足りないからこそ地域に出られないとか、小さいころから介助とかを受けて、なかなか行ける環境がないから地域の中に出していけないとか、あとは、都立の養護学校、支援学校とかだと、私がいた学校だと、やっぱり親が大変だったり、将来の自立を考えて、ほかの出た学校のほうだと寄宿舎があって、寄宿舎のほうにやっぱり何年か入ったりして、皆さん、レスパイトも含め、家族もどういうふうに生活していくか、本人もどういうふうに自立をしていくかという部分で、やっぱり体験入舎だったり、定期入舎という、私もずっとそういうことを受けて、中学校のときなんかは普通校にいて、やっぱり親が迎えに行ったり、普通校にいと、なかなか送迎とかもないので、私はたまたま友達の家が近くて、友達の家で7時ぐらまでいて、その後、親が迎えに来るという、学校の送迎なんかは親の責任だよということでやられていて、高校で養護学校に戻ったときは、やっぱり親が大変だということもあり、やっぱり寄宿舎のほうに入ったりとかもしていたんですね。

ある程度、軽い子であっても、やっぱり、知的障害の方もそうだと思うんですけど、身体の方たちだと、学校に寄宿舎とかがついていれば、金曜日とかに寄宿舎から帰ってくるという状況で、そこから先というのがありますし、やっぱり、日々学校に通学する子で重度の子たちだと、やっぱり親はずっと朝、学校に送迎しに行き、帰りもスクールバスに乗れない子に関しては、やっぱり親が送迎したりとか、僕なんかも、ずっと、

やっぱり親は、帰ってくる時間になったら必ずスクールバスのバス停にいなきゃいけないという状況だと、障害を持っているお子さん、3障害だけじゃないですけど、やっぱり皆さん、発達の子も含めて、親はずっと障害を持っている子に関して、やっぱり、より責任を負わなきゃいけないという部分と、ファミサポとか、そういう部分の支援が使える方たちであればいいんですけど、やっぱりなかなかできないお子さんとか、医療的ケアの必要なお子さんとかで、放課後デイとか、いろんなどころに通えない子たちに関しては、ずっとやっぱり親がつきっきりということになってくると、やっぱりその支援も必要だし、将来、施設入所支援とかグループホームの支援だけで終わるのではなくて、やっぱりその先、本当に地域の中で障害を持っている子たちが生活していけるような形をどういうふうにつくっていくのかという部分での、もう少し、自立ということに関しては、文京区も東京都のほうも、障害を持っている方が自立できるような住居の整備って、なかなか、都市整備局も区のほうも、これからはしないので、もっと、シルバーピアとか、そういうことも含めて、障害を持っている方たちが、今ある既存の家賃補助とか、そういうものではなくて、障害を持っている方たちが住めるぐらいの、高齢化とかも含めて、空き住居とかもふえていることを考えると、そういうところを、障害を持っていたり、住むことが難しい人たちに、安く使えるように支援をしていくとか、そういうことも含めて、自立という部分で考えていってほしいなと思います。

高山部会長：ありがとうございます。

ほかに。

どうぞ。

江澤副部会長：文京槐の会の江澤です。

私も、実は、この項目の施設整備等が必要ですよという文言については、やっぱり、今、猿渡委員のほうから出たように、よりパーソナルなそのサービスの充実から入っていくべきだろうというふうに思いますので、ぜひ、ここら辺は、サービス基盤の整備というか、そういった文言に変えていただけるとありがたいなというふうに思いますね。

それから、同じ項目の中で、地域移行や地域定着というふうな言葉が出てきているんですが、地域移行については、精神の療養病棟の関係の議論が、今、盛んに行われている中で、地域移行を安易に使っていいのかなという問題、どうなんだろうと思うんですが、いかがでしょうか。

障害福祉課長：まず、施設整備等の「等」にはと思いましたが、それも込みでサービス基盤の整備という形で、確かにここは変えたほうが、実態は合っているのかなという感じがします。

ここの地域移行、議論を呼んでいるところではございますが、実際のその資料のほうにもありますが、国としては、かなりこれはやっていくという方向性を持っており、自治体としては、やっぱり国の意向を受けて考えざるを得ないところです。解決方法に問題があるのが今の議論の中身でして、地域移行自身は、できるだけやっていく方向かなというふうに感じておりますので、ここはこのまま置いていきたいと思っております。

高山部会長：今、大きな問題ですよ。意味はないですよ、はっきり言って。だから、それは精神病院のためのものであって、経営的なものだけであって、その患者の方々には全く意味がないですよ。それは国の方針ですから、それに対しては、今、頑張

っているんですよ。それはそれでどんどんやっていただきたいと思いますのですが、この文言を打ち出していいんじゃないですかね、文京区。

僕は、もう一つ、すごく大切な点があると思うのは、どうしても、やはり障害のある方に対してのサービスを客体側にしちゃっているんですね、全体的に。要するに、権利条約が批准されたということは、自分たちのことを自分たち抜きに決めるなということですから、より、この中の具体的なところでどうというのは、なかなか数字的には難しいんですが、当事者部会をつくっていったりとか、そんなふうに、もっと参画の主体者になっていくというか、いわゆる障害のある方がもっともっと影響力を発揮できていくような社会をどうつくるのかみたいなところの文言があってもいいかなという感じはちょっとしていて、いまだに、まだまだその客体側のところがあるかなというのが印象なんですね。ですから、もっともっと、さっき言ったような、その当事者の方々の発信であるとか、もっともっと、委員の中にたくさん、文京区はそういう発信できる方がたくさんおられますので、当事者の方々が地域づくりやまちづくりを含めて発信していったり、あるいは発言していったりする機会みたいなものをつくっていくような、そういう流れみたいなのを少し入れたほうがいいかなという感じはちょっとしますね。

ほかにはいかがですかね。

今皆さんのご意見を聞いていて思いましたので、発言させていただきました。

ほかには。

どうぞ。

江澤副部長：文京槐の会の江澤です。

(2)の相談支援の充実というところなんですけど、ここに基幹相談支援センターの設置についての文言が出ているんですけども、障害者にとって分かりやすく、利用しやすい総合相談窓口というふうに書かれているんですけど、そもそも基幹相談は、区内の相談事業の中で、分かりやすく、相談しやすい相談事業を築き上げようという、その旗振りをしましょうというような役割の基幹というふうな認識があるんですけど、この辺ちょっと誤解があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

障害福祉課長：そうですね、今回その基幹の中で期待される一つの項目が、ワンストップであるということですかね。どこへ行けばいいのかわからない、とりあえずここに行けばわかる、どこに行けばコーディネートをしてくれるところという意味の、その言葉を、分かりやすく、利用しやすいに。ただ、ちょっと余りに安易な感じがするというのでしょうかね。簡単に言うと、誤解を招くんじゃないかというご指摘でしょうか。

高山部長：そうですね。だから、逆に言うと、みんなそこに行っちゃおうと。相談支援事業は、いっぱいあるんだけどというふうになりかねないという。ですから、その相談支援事業所をスーパーバイズする形になっているというのが基幹の意味なので、そうすると、誤解されちゃうかなということなんでしょうね。

障害福祉課長：ワンストップはあったとしても、もうちょっと、地域支援の拠点となるとか、そちらの機能をもう少し強調したような形。

高山部長：そうですね。

障害福祉課長：そういった形に、そこは記載のほうを少し変えます。

高山部会長：もし、できたら、その基幹相談支援センターも、注に、その役割みたいなものを落とし込んでいいかもしれないですね。これは国が決めた役割がありますよね、機能がありますから、それを注に落とし込んでいいかもしれないですね。あとは、中核的な拠点なんだということを打ち出していくということですかね。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

猿渡委員：心のバリアフリーとか、そういうところでちょっと、あんまりここで突っ込みたくないんだよね、僕は。文京区地域支援フォーラムというのをやっているんですけども、例えば、今、いろいろと文京、まだまだ本当に、ほかの区からすると、何で文京区、差別があるのみたいなことを結構、やっぱり言われたりするんですけど、差別解消法のガイドラインに関して、今、文京区、基本構想としては、やっと今回、始まっているんですけど、差別解消法に関してのガイドラインというものを、都が立てるから文京区はつくらないのか、それとも、自立支援協議会とかいろんなところを含めて、差別解消法のガイドラインを文京区としても今ずっと取り組んで、3年、4年ぐらいずっと取り組んでいる中でつくっていくのかという部分、差別解消法に関しての窓口とか、虐待に関しての窓口とか、総合相談に関しての窓口とか、いろいろできはくと思うんですけども、例えば保健と医療と福祉の連携というところでも、やっぱり大きく、どれに関してはどこという部分も含めて、ちゃんとその窓口だったり、こういう検討をしていますという中に、障害当事者、結構、いろいろ皆さん、地域の中に住んでいて、うちの利用者の方でも、やっぱり差別関係に関しては、いろいろ言われたりとかもするみたいなので、そういう点で、どういうふうに国の権利条約も含めて、当事者参画という部分で、今、当事者部会は、知的の方とかが入っていますけど、例えばこういう審議会の中に知的の当事者の方がいなかったり、精神の当事者の方がいなかったり、難病も多分いろいろあると思うんですけど、そういう人たちが余りにも少なく、代表——僕とかも別に代表というわけではないんですけど、もっと、できれば、より多くの当事者を入れてほしいというのと、やっぱり、なかなか議論する場が少なかったり、あと、障害を持っているお子さんの親御さんとかも含めて、今後、本当にどういうふうにしていくのかという部分では、やっぱり文京区がしっかり、この計画を立てるのであれば、僕らも含めて、やっぱりその地域の住民として、どういうふうな区を目指すのかというところでは、より多く考えていってほしいと思うので、そういうところも、実情とか、例えば福祉事務所のほうで上がって、障害福祉課のほうで上がってきている相談とかの中で、どういうふうなことが区のほうでは相談があるのかという部分を踏まえて、より多くの方の参画を望みます。

高山部会長：参画のところに関しては、何か盛り込んでいきたいというふうに思います。

これは文章になっていますので、今、皆様から貴重な意見をいただきましたので、これは宿題になると思いますが、幾つかガイドライン等をきちんとチェックしなきゃいけないものもありますけれども、幾つか、今日、意見が出ましたので、それをちょっと変えていくという形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

基本的に、次回が10月30日なんですけど、この間も、もし何かありましたら、意見を言っていたいただければと思いますので、次回は、2章と7章でしたっけ。プラス、今回のとこ

ろをまたレビューしたいと思いますので、今のご意見をまた盛り込んでいくような形で修正をしていきたいと思います。

それでは、4章、よろしいでしょうか。

それでは、次は、5章。

お願いいたします。

障害福祉課長：それでは、第5章です。32ページになります。こちらのほうは、前回かなりご議論いただきましたので、変更点と、あと、表記の説明だけさせていただきます。

32ページの上の点線の囲みをご覧ください。この表記の仕方の説明になりますが、無印というか、普通に書いてあるものは進行管理の対象事業、括弧つけのところは進行管理の対象外というふうな書き分けになっております。下のほうの1-1から1-8までは進行管理、1-（9）は対象外ですが、そのような意味になります。

次の3番目の中黒ですが、他の分野別計画との重複掲載事業については、計画事業の後に、計画の頭文字と項目番号を記載してありますと書いてありますが、これ、実は他の事業がまだ、全部、ほとんど書かれておりませんで、最終的に追加で、ほかのどこの計画のものでよということこれから書いていきます。例えば、地域福祉計画の関係は「地」と書いてありますし、子育て支援計画と絡むと「子」と書くような形で、再掲の部分は書き分けをしていきます。これは次回以降でお示ししたいと思います。

そして、最後に黒いダイヤモンド、これは以前、黒い星印だったんですが、子育て計画と何か似てややこしいという話がありましたので、これは形を変えたというだけです。こちらは国からの進行管理を求められているものということで記載があります。

項目の中の変更点ですけれども、32ページは、1-2-（3）、32ページの一番下、障害者施設職員等の育成、この項目が正しく入っております。

それから、33ページでは、1-4-4、1-4-5、ここは全体に比べて、新しく事業として出ていますので、二つ書き分けになっております。

それから、1-6-4、精神保健・難病相談となっておりますが、こちらは事業名を修正した部分でございます。

それから、2の相談支援ですが、ちょっと細かいですけど、2-1-2、計画相談支援、2-1-5、相談支援事業、これは以前は同じく地域相談支援というふうになっておりましたが、ここはそれぞれに違った事業名になっておりますので、書き分けになっているというものです。

そのほか、事業の具体的な中身は、少し順番の入れかわっているものもございしますが、特に項目としては変わっておりません。

それから、35ページです。35ページの4-2-（1）、児童発達支援センターの運営、これは項目として新しく追加になっております。

それと、4-4-3、こちらは古市委員のご指摘もありましたので、育成室の障害児保育、受け入れという言い方ではなく、保育という形で書きかえになっております。

以上が変更点等のご説明です。

高山部会長：いかがでしょうか。これは体系のところでありましてけれども、何か漏れている等々とか、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、よろしいですか。

次の計画事業との関係でまた見ていくということになりますので、一応、体系はこの

ような形で、また後から戻ってもいいと思いますが、一応これで承認させていただくということではよろしいでしょうか。

そうしましたら、6章の計画事業について、お願いいたします。

障害福祉課長：それでは、続きまして37ページ、第6章、計画事業になります。これは節としましては、第1節から第5節までありますので、1節ずつご説明というふうにしたいと思えます。先ほどの主要項目の方針等を踏まえて、一番最初に計画の方針というふうに書かせていただいております。この書き方がちゃんとしているのかどうか等をご確認いただければと思えます。

数字等については、細かいところに入りますと、かなり時間をとってしまいますので、これは、場合によってはご意見で後でいただくような形のほうが、今日はよろしいように思います。

それでは、37ページです。計画の方針。

まず、第1節は、自立に向けた地域生活支援の充実。障害者自らが望む生活を選択でき、地域で自立した生活を送るために、日常生活を支援するサービスの充実や生活の場の確保に向けた取組を進めるとともに、生活訓練の機会の確保、保健・医療サービスの充実に努めていきます。さらに、生涯にわたって地域で安心して住み続けられるよう、地域定着促進に向けた支援体制の構築や地域生活を支援するための拠点整備などの検討を行い、障害者が住み慣れた地域で継続して生活できるための支援をしていきます。

また、障害者が安心してサービスを利用できるようにするため、事業者への支援や指導を行うことで、サービスの質の向上や職員等の育成を図っていきます。これが第1節の計画の方針となります。

その後の構造ですけれども、38ページを開けていただきまして、つくり方が、事業名がまずありまして、次に所管課がございます。そして事業概要、これは一般で事業として書かれているものプラス、区として追加情報があれば入るという形で、基本の説明がここに載っているような形になります。

次が、事業によって少々違いますが、進行管理等が必要なものは、3年間の事業量という形で書いてありまして、一番下に対象のライフステージということを書いてあります。

38ページの下のところをご覧ください。囲みの部分の表記の説明です。

5点にわたって説明がありますけれども、まず、事業概要欄には事業趣旨・目的を表記しということで、今お話ししたもの、それから、次の実績及び事業量は年間の数値をあらわしています。それから、黒いダイヤモンドは、障害者総合支援法に定める基本指針において、年度ごとに利用者数、量の見込みを定めることとされたものです。次に、米印は用語の説明です。それから、点線は他の分野別計画の重複記載となるものということなんです。

最初のほうは、かなり数値目標が入ってくることにはなりますが、41ページの一番下のところ、補装具の支給などはこのような形で、数値目標であらわさないものは事業の説明等で終わっているという形の記載になっております。

まず、第1節の説明は以上です。

高山部会長：いかがでしょうか。1節ですね。個に応じた日常生活への支援というところ

の節ですね。

どうぞ。

佐藤委員：佐藤です。

今、目標ですか、そういうのが一応、何人、何人と書かれていますけれども、これはどういうふうにして人数を決められたのですか。

障害福祉課長：基本は、過去、23年度から25年度までの経過をまず実績として把握します。それから、見られる伸び率というのを25年度実績に掛け合わせていくのが基本になります。また、その後に、サービス基盤の整備が入るような場合には、その部分も勘案して出しているという形で算出しているものです。

高山部会長：よろしいですか。過去の3年間の伸び率ということがベースになっていることですね。

佐藤委員：43ページですが、短期保護の部分ですけども、心身障害者・児の介護にあっているというふうなことで、この数字が減っているのは、これから、先ほども児童の方がおっしゃって、大変大切な短期保護かなと思いますけども、減っているというのはどういうことなんでしょうか。

障害福祉課長：そこは、事業の概要の下の2行なんですけれども、動坂福祉会館の部分の影響です。27年度末に閉館するために、28年度からその部分が減っているということになります。ただ、その関連で増えるとすれば、そのページの一番上の日中短期入所なんですけど、私もちょっと、記載の仕方が違うなというところと、サービスによって時間の、どういう拾い方ができるかが、単位が違っているのでちょっと見にくいんですが、短期保護の部分は、日中短期入所と短期入所に移行していきたくらうと読んでいるんですが、少しその移行の状況がわかりにくいかもしれないと思います。事情は動坂の関係です。

佐藤委員：これは減っていいものかどうかという問題が一つあるのと、それと、総合福祉センターのこれから始まるものでは、緊急一時ということは、短期保護というのは考えられてはおりますか。

障害福祉課長：動坂福祉会館につきましては、耐震性の問題等で、最大使って28年3月というのは、もうこれは動かしようがないところがございますので、その部分は、動坂としては致し方ないと思っています。

では、そのかわりに、ほかで短期保護なのかというときに、リアン文京のところで新しく、これ、短期入所は泊まりも含めた部分、日中短期入所は日中の部分で、泊まりではない部分なので、こちらのところで短期保護の機能は移転できるかなというふうに考えております。

高山部会長：そうでしたね。単純に半分減りますから、時間も、それから利用者数も減るということですけど、その半分のところはどこで担保するかという話ですね。それが今のご意見ですね。

ほかにはどうですかね。よろしいですか。

ちょっと、なかなか今の段階で全部というのは難しいと思いますけれども、とりあえず次に移らせていただいて、また戻っていただいても構いません。

では、次の節、お願いいたします。

障害福祉課長：次は、56ページになります。

ちなみに、先ほどの、今いただいたような黒いダイヤモンドマークの部分は、今度、第5回の10月30日のところでは、もっと細かく、改めて数字のほうはお出ししてまいります。

第2節です。56ページです。相談支援の充実と権利擁護の推進です。

計画の方針です。障害者の相談内容に応じた確かな支援を行うため、本人に関わる支援者をはじめ、福祉事務所や保健所、相談支援事業所等の関係機関と適宜連携を図りながら、障害者基幹相談支援センターを中心に多面的な支援を行っていきます。併せて、具体的な相談支援体制や関係機関のネットワーク等については、引き続き地域自立支援協議会において議論を深め、充実したものとなるよう検討してまいります。

また、わが国の障害者権利条約の締結を受け、各自治体には障害者の権利の実現に向けた取組についてより一層の強化が求められています。障害者の人権や意見が尊重され、養護者等による虐待などを受けることなく、安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度の普及啓発や障害者虐待防止体制の強化等、障害者の権利擁護についての取組みを推進してまいります。

ということで、柱は2本立てという形でつくられております。

説明は以上です。

高山部会長：2節ですね。相談支援の充実と権利擁護の推進、いかがでしょうか。よろしいですか。

安達さん、何かありますか。計画相談あたり、いかがですか。

安達委員：あせび会支援センターの安達です。

計画相談に絡むところかな、いや、58ページの相談支援事業のところの特定相談支援事業者数が、10箇所、11箇所、12箇所あたりの細々と上がっていくあたり、特定相談支援事業所が計画相談をやるんでしたっけね。ここでしたっけ。ここが計画相談をやる事業所になるんでしたっけ。ですから、どうなんだろうというあたりでは、来年の3月までには計画相談、本当は終わらせなくちゃいけない。その後、来年の末までの箇所数も非常に少ないですけども、その後のいわゆる事業所としても、この箇所数でこなしていけるかどうかのあたりのところが、ちょっと見ていて心配だったんですけども。

障害福祉課長：そうですね、こちらは本当は増えてほしいところなんですけど、この具体的な数はもう、具体的にあそこは頼めそうとか、今、検討中というところを盛り込んでおります。希望とすれば、もっとないと、こなし切れない状態だなということは、重々承知しているんですけど、そのめどが立たない中でどうしようというところで、この数が減っているというところですね。当面は、セルフプランとの併用をしながらという形、基本のづくりが、ちょっと事業者さんが受けるには難しいところかなというところで、このような形になっております。

齋田委員：この相談上の問題なんですけど、ちょっと教えてもらいたいんですけど、文京区には地域包括センターがあるんですけど、これらの連携の問題はどうなっているのか、聞いておきたいと思います。

障害福祉課長：今、実際の現場のいろんなご相談の中には、高齢者の方と障害者の方が一緒にお住まいであるケースが結構多いです。それは以前、柴崎委員もご指摘いただいておりますが、親御さんが介護の状態になり、知的障害のお子さんとか精神障害の

お子さんが同じ世帯で、支えている方が要介護というようなケースの部分があります。そのときの、今までは包括のほうは高齢者のほうでかなり動いているんですが、障害者の受け皿といいますか、相談のキーになるところが、ちょっとわかりにくかったところがございます。そこが今回、基幹相談支援センターができますと、高齢者の相談の大きな窓口、そして障害者のほうの大きな窓口として、基幹が期待できるのかなと思っております。

また、医療の部分ですとかについても、こちらのところがかなりその病院との連携、それは包括もそうなんですが、病院との連携等についても、ここが機能していけるのではないかと期待しているところです。

齋田委員：今、確かに高齢者を中心とした相談が多いんですけども、これからやっぱり地域でこういう問題を解決していくことが、地域包括センターみたいなものを利用するというか、そのための体制を整備しないとだめかなというふうに思っているんですけど、いろんな専門的な人たちをそういう形の中で置くか何かをして、充実をしていくことが必要だと思うんですけどね。

高山部会長：そうですね、総合的な相談支援体制のところですよ。ですから、2-1-1ですね、この総合支援体制のところ、ネットワーク体制のところですよ。これは非常に大切なことだと思いますよね。この辺を含めて、ちょっと考えなきゃいけないですね。

基本的に、この計画は自立支援協議会のほうにも諮る形になります。ですから、そこに相談支援部会だとか権利擁護部会がありますので、その代表者が来ていますので、ここでも諮ることになって意見がいただけると思いますけれども。という形で、ここの2節は非常に大切な、また、新しい基幹相談を含めて、新しいところが盛り込まれていますので、また皆様、いい意見を伺えればと思いますね。次までにですね。

時間がなくなってきましたので、3節、行きたいと思います。

3節、お願いします。

障害福祉課長：すみません、確かに今の齋田委員のご指摘のように、今回は基幹相談支援センター、児童発達支援センター、これができるということは、これまで単に基幹ができるということを超えた基幹間の連携の拠点ですよ。これができることでコーディネートができていく、次のステージに入るという大きな意味があると思っています。なかなかそういった議論が、今日、できないことはちょっと残念ですけど、そういうふうに思っております。

次は、63ページです。第3節に行きます。障害者が当たり前に働ける就労支援です。

三つの段落になっております。最初は、進んできましたよということと、あと、法的な根拠が書かれております。

2段落目、「一方で」というところですが、仕事の創出、それから職場の理解、それから職場と障害者を結びつける橋渡し、そういったことを充実させましょうということと、それには、専門性の高い支援が求められているということが書かれております。

最後の段落ですけれども、「これまで以上に」ということで、就労支援、職場定着支援の充実を図っていくこと、そして、就労支援センターの専門性を高めるといったことを書かせていただいております。

説明は以上です。

高山部会長：就労支援ですね。いかがでしょうか。先ほども議論したところだと思いますが。

障害福祉課長：すみません、1カ所だけ訂正です。64ページの3-1-3に、障害者雇用の普及・啓発が書いてありますが、これは3-4-2に移動しております、ここにはなくなります。次のページに同じ3-1-3が入っておりますが、64の一番下はなくなるということです。3-4-2にこの項目は移動しております。

高山部会長：よろしいですか。

どうぞ。

佐藤委員：就業先企業への支援がありますけれども、この納付金の範囲を拡大するとか、いろいろありますけれども、やはり企業の方たちが障害者をどういうふうに入れかえできるとというのが一番大事なことはないかなというふうに、いつも考えるんですけど、職場のいじめとか、いろいろなことで就労ができなくなっているということが多々あります。そういうことをどういうふうにして防いでいくとかということが、これからも定着支援につながるのではないかなというふうに考えますが、いかがなものでしょうか。

障害福祉課長：おっしゃるとおりだということと、実際、就労支援センターの相談なんか、人が変わったら全然違う状態になったとか、上司が変わると変わってしまったとか、いろいろありますので、本当にそこがもう少し、一般的に支援できる力を職場につけていくことが必要かと思えますし、また、雇用促進法の改正が、今度は中小企業のほうにも入ってきますので、義務化される対象企業がさらに拡大されることがございますので、さらにその部分が必要になってくると思えます。また、障害のほうも、精神障害のほうも入ってきますから、そういう部分でも細やかにやっていかなければいけないと思えます。

また、区のほうでも、企業向けにやっている説明会、かなり企業の方々も熱心にご参加ですが、まだまだ諸についたところかなというふうに感じております。

高山部会長：3-2-2あたりには、そのことが書いてありますけれども、基本的にハローワークも文京区だけにあるわけじゃないので、要するに、もう少し広域的な形で企業ということに関しては、あと、ほかの区と連携とかしながら、啓発しなきゃいけない部分がありますよね。ですから、そういう意味では、そこら辺も含めて連携していただければと思いますね。

就労支援、よろしいですか。

では、次、4節、お願いします。

障害福祉課長：では、71ページです。4節、子どもの育ちと家庭の安心への支援。

計画の方針です。2段落になっております。まずは、早期発見、適切な支援ということが必要、そして3行目、新たに設置する児童発達支援センターにおいてはということ、その機能・役割を書いてございます。

2段落目については、ともに育つということで、ここも先ほどのご指摘から言いますと、交流という言葉ではなく、書きかえが必要かと思えますが、そういったことを書いている節でございませう。

高山部会長：ありますか。

どうぞ。

古市委員：連絡協議会の古市です。

72ページ、4-1の障害の早期発見・早期療育という項目なんですけれども、これ、大項目で大変申しわけないんですけれども、ここの文言を早期発見・早期療育というのは手段であって、ここをもし変えていただけるのであれば、障害のある子供の健やかな成長というような項目にさせていただくと、私たちにとっては、早期発見・早期療育、大変大事なんですけれども、そこだけになってしまうという。実際に、早期発見されても療育につながらないご家庭もありますし、なかなかその支援が受けられないというところで、数字が出てきてしまいますので、ぜひ項目として上げていただけるならば、障害のある子供の健やかな成長、そして、その下の段落で、障害の早期発見に努めるとともに云々ですね、あります。

あと、3行目、その下の項目、乳幼児健康診査をはじめとしたというところの3行目に、障害の特性に応じた適切な早期療育が受けられるよう支援していきますという一文があるんですけれども、障害の特性、また、個々に応じたというところの「個々」も入れていただくと、やはり特性だけではなく、個人に応じたという、より丁寧な言い方になるかなと思っております。

あと、これ一文を読むと、ちょっと違和感を私だけが感じるのかもしれないんですけれども、やはり従来の個人モデルと言うんですかね、やはり早期療育が受けられるようなというようにところに特化してしまいますと、もっと言っていただけるのであれば、周囲の大人たちが適切なかかわりを持てるように、この福祉センターなり専門機関が支援していただくと、より社会モデルに近づくというか、せっきく権利条約が批准されたので、そのあたりの考え方をもう少し文章に盛り込んでいただくと、この文章を読む方たちにも、個が障害を訓練によって矯正するのではなく、周りもともに変わっていかねばいけないというような、その概念的なところも入れていただくと、この言葉かけとか、苦手なフォローをすとか、周りがどのようにかかわるかというところをもう少し、文言を入れていただくとありがたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

障害福祉課長：今のご提案、4-1のその項目自体を早期発見・早期療育という文言からということですね。これは皆様の、この委員会の中でご了解いただければ、それは可能かと思いますが、私たちも、確かにそういう形で書くことが、イメージしやすいような感じがちょっとしますけれども、そこはお諮りいただければと思います。

また、確かに特性だけではなくという部分は、それは追加が可能ですし、障害だけで決まるものではなく、その部分、それはそうかなというところですね。

周囲の大人のかかわりの部分は、今すぐ文章的には、それは大人の皆さんもかかわり方がわかることで、子供の健やかな育ちを支えられるというか、育つことにつながるというような意味合いでしょうか。それは検討させていただきます。

高山部会長：いかがでしょうか。今、古市委員のご提案ですけれども、早期発見・早期療育というのは、障害のある子供の健やかな成長、という形。早期発見・早期療育は中に入っていますからね、文言。

それから、障害の特性に応じた適切ということを、障害の特性及び個々に応じたとい

うような文言ですね。

それから、医学モデルから社会モデルというところの打ち出し方は、少し、ちょっと整理させていただくという形になると思いますが、そういうのを入れていくという、そういう方向性でよろしいですか。

では、そういう形をお願いします。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

古市委員：すみません、あと2点、申しわけありません。74ページの4-2、相談支援の充実、ここにおきましても、新たに設置したという段落の3行目、個に応じた適切な支援の検討を行いながらというところを、相談支援というのであれば、個及び各家庭の状況に応じた適切な支援の検討というのを行っていただけると、総括的になるかなと考えた次第です。

あと、75ページの個別の支援計画の作成、4-2-5ですね。ここにおきましても、事業概要の冒頭に、障害者基本法に基づいてという文言を入れていただくことで、何が変わったかという、やはり可能な限りの保護者の意向を尊重するという文言が教育の項目に入っていたと思いますので、そのあたり、必要に児童・生徒に対し、保護者の了解を得ながらというよりは、保護者のニーズを踏まえてというような、そういう考え方に、今、変わってきているのかなと思いますので、ご検討いただければと思います。

あと、その下の4-2-6なんですけれども、その事業概要の4行目、特別な配慮を必要とする子どもへの支援方法を教職員に指導育成していくというところがあるんですけれども、こういった専門家の巡回の先生がいらっしゃるということは、私たち保護者も、そういうことをやってくさっているというのは知っているんですけれども、じゃあ、いつ、どういう段階で専門家の方が来て、どういう内容を先生方に指導して下さっているのかというフィードバックが全くないんですね。なので、やはり子育てしている以上、チームですので、保護者もチームの一員ですので、できれば、保護者もこの中に入れていただいて、フィードバックしていただけるような、そういった事業にしたいのと、大変ありがたいなと思います。いかがでしょうか。

障害福祉課長：4-2-5の記載については、そういうニーズを踏まえながらの記載はよろしいかと思います。

統括指導主事：現時点の部分でも、実施させていただいている登下校の中で、できている部分と、あるいは不十分な部分と、というのが出ているんじゃないかなというふうに思いますけれども、今後、できる限り、教職員の中で共通理解を図った部分については、ご提供できるような形というのは、努めていきたいなというふうには思います。

高山部会長：あとは、個に応じたということと、あと、家族を入れるという、そこですね。それも整理させていただくということで進めたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

12時を過ぎてしまいましたが、今日はちょっと、やっぱり時間的に足りませんので、また後からということでも構いません。

とりあえず、5節、説明していただいて。

障害福祉課長：すみません、時間を超過しておりますが、第5節に行きます。85ページに

なります。

第5節は、ひとにやさしいまちづくりの推進。こちらには、主要項目の災害の部分もここに入っております。

計画の方針ですけれども、ユニバーサルデザインというキーワード、そして三つのバリアフリー、そして災害時の対応をしていきますよという形で書いております。

説明は以上です。

高山部会長：これは先ほども少し議論したところでありますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

天野委員：文身連の天野です。

事業番号5-1-2で……

高山部会長：5-1-2、道のバリアフリーですね。

天野委員：はい。先ほどお話ししたところについてなんですが、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの後に、エスコートゾーンというのをに入れていただきたいと思えます。エスコートゾーンというのは、先ほどお話ししました横断歩道上にある点字ブロックのようなもので、これがないと20メートル、片側3車線以上の道路を白いつえを持って渡るのは非常に困難です。ですので、ぜひお願いしたいと思えます。

以上です。

高山部会長：エスコートゾーン。

障害福祉課長：それは可能だと思いますので、では、付け加えてという。

高山部会長：ほかにはいかがですか。

どうぞ。

天野委員：音声式の信号ですね。これについて、正式名はちょっとわからないんですが、同じように入れていただけるとありがたいというふうに思います。お願いします。

障害福祉課長：ごめんなさい。ここは道路課なので、所管課にちょっと相談いたします。どのあたりまで書けるか、そこだけではない、いろんなものが多分含まれてくると思えますが、ちょっと目出ししたほうが意識できるということで、道路課と相談いたします。できるだけ入れる方向でということ。

高山部会長：ほかにはよろしいですか。

どうぞ。

佐藤委員：佐藤です。

5-1-4、総合的自転車対策の推進とありますが、やはり全ての区民に対して、このマナーの交通ルールですか、マナーの向上を講習みたいなことをして、きちんとしていただかないと、障害者の方なども大変お困りになるのではないかと思いますし、高齢者の方も、ぶつかられたりなんかして、事故につながると思うので、そこを全ての区民に対して、マナー、ルール向上を図るというふうなことでいかがなものでしょうか。

障害福祉課長：警察署等との連絡協議会でも、やはりこのことはかなり話題になっております。警察としても、2行目にありますように、こういった教室等でやっているところですが、周知は、小・中学生だけではなくてということだと思えますので、書き方については、もっと強調、強化するようなイメージをとということですね。所管と相談いたします。

高山部会長：特に6章は、所管課のところを見ていただくと、障害福祉課じゃないんですね。ですから、したがって、今のような強調していくということは、あり得ると思いますね。

ほかにはいかがでしょう。

どうぞ。

佐久間委員：質問なんです、5-1-6のコミュニティバス運行というのは、これはルート変更や増加というのも視野に入れていらっしゃるのでしょうか。

障害福祉課長：これも今のところはないというふうに聞いておりますが、ご要望は区内では幾つかいただいているそうです。

高山部会長：どうぞ。

柴崎委員：どこに盛り込んでいただくのかわからないんですが、障害のある方も、ない方も、お互いに相互理解を深めたいという、そういうような文言がどこかに入っただけだとありがたいなと思ったんですが、いかがでしょうか。

障害福祉課長：先ほどの佐久間委員のご指摘にも通じるものがあると思います。確かに小項目として、設置可能か、あるいは5-2-3とかでしょうか、そういった要素が少し強調し切れていないということでしょうか。検討させていただきます。

佐久間委員：それに関連して、心のバリアフリーというのは、以前から随分問題になっていて、ちょっと漠然としていますので、むしろ、やはり、はっきり情報ということで、5-3のほうの項目の一つそういうのを加えて、どうしても、今、これを拝見しますと、情報はどうしても被当事者から当事者の方への方向性しか書かれていませんので、当事者の方が情報の受け手だけではなくて発信者であるということをごきちんとしていただきたいと思います。

高山部会長：ちょっとそこら辺、ずっとご意見がありますので、あと、計画の方針の中にも入れてもいいかもしれないですね。わかりました。

ほかにはいかがでしょうか。

ちょっと1回精査していただいて、今月中にまたご意見をいただければというふうに思いますので、ちょっと今日は時間がなくて、説明ということになってしまいましたけれども、ご意見をいただきたいというふうに思っています。

何かほかにございますか。よろしいですか。

では、いいですか、その他ということ。

障害福祉課長：どうも長時間ありがとうございます。ボリュームが多いなと思ったんですが、やはり時間内にちょっとおさまるには、結構つらいものがございました。ですので、高山先生のお話がありましたように、今日、気がついたけど、時間を見て、ちょっと遠慮して言えなかったとか、その後に見て、気がつきましたということがございましたらば、ご意見を、今、事務局から紙を配らせていただきますので、ファクス等、あるいはメールでも構いませんけれども、お寄せいただければと思います。时期的には、今月末までにいただければ、次回に反映が可能かと思っておりますので、9月30日までに事務局のほうに、言い切れなかったこと、それから、その後気づいたことをご指摘いただければと思います。本当にここが確かに大事なところでした。

それから、ご連絡です。この障害者計画につきましては、自立支援協議会、策定に当

たって、自立支援協議会の意見を聞くように努めなければならないというふうに、総合支援法に書かれておりますので、本日の議論の中身、そして、この中間のまとめにつきましては、来月開催予定の自立支援協議会の親会のほうに諮らせていただきたいと思います。また、その結果については、次回、この部会でご報告をしたいと思います。

それから、本日、席上にありますホチキスどめのものは、前回、自立支援協議会の当事者部会がございました。そこで、主要項目にかかわる部分のアンケートを行いました。その結果についてお配りしてありますので、参考にご覧ください。

それから、次回ですが、次回は10月30日木曜日の同じく10時から、この同じ場所、第1委員会室で開催をいたします。よろしくお願いたします。

最後ですけれども、この資料につきまして、かなりやはり、どうしても1週間前、ぎりぎりでお送りする形になってしまいますけれども、同日でもいいからメールでもう欲しいという方につきましては、帰りがけ事務局のほうにその旨、ご希望いただければと思います。郵送と同じ日になりますけれども、メールでもお送りする手配はしたいと思います。

事務局からは以上です。

高山部会長：ほかに何か、委員の方、ございますか。

いいんですけれ、天野委員のほうは。いいんですね。

それでは、9月末ぐらいままでにご意見をお寄せいただければと思いますので、よろしくお願したいと思います。

それでは、少し経過しましたけれども、第4回の障害者部会、これで終了させていただきます。ありがとうございました。

以上